

## 事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物の受け入れの協力について（お願い）

環境省廃棄物・リサイクル対策部

今般、平成 24 年 1 月 1 日に放射性物質汚染対処特措法が完全施行されたことを受け、「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る留意事項について」（平成 24 年 1 月 20 日付環廃対発第 120120001 号及び環廃産発第 120120001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長通知）において、各都道府県・政令市廃棄物行政主幹部（局）長宛てに、放射能濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物について、独自に設定した一定濃度以上の廃棄物又は特定一般廃棄物若しくは特定産業廃棄物を区域内に搬入することの制限や、廃棄物処理業者に対して取扱いの禁止を指導する例が見受けられることから、科学的及び法的根拠に基づかない制限を設けたり指導をすることは適切ではないことについて周知したところです。

実際のところ、上下水・工業用水汚泥や堆肥及びそれらの焼却灰の最終処分先が確保できずに保管が継続する事例が発生しており、排出者にとって大きな負担となるだけでなく、過剰保管による周辺環境への影響が生じるおそれがあるとともに、これらの廃棄物の処分が滞ることにより、市町村等の上下水・工業用水道事業や農業生産活動にも支障が生じることで一般市民の生活や産業活動にも大きな影響が生じる懸念があります。

つきましては、産業廃棄物処理業者の方々におかれましては、受け入れにかかる御理解と御協力を改めてお願いいたします。

今般、8,000Bq/kg 以下の上下水・工業用水汚泥を保管している管理者及び占有者の方の了解を頂き、これらの廃棄物の直近の放射性物質濃度や保管量の情報を整理した表を別紙のとおりまとめました。本資料をご参考としていただくなどにより、これらの廃棄物の保管している管理者及び占有者の方々と適宜連絡、調整を図っていただき、当該廃棄物の中間処理及び最終処分が進むよう御協力をお願いいたします。